

11 小学校における英語教育の円滑な実施に向けた対応について

次期学習指導要領では、予測困難な時代に、子供たち一人ひとりが未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むこととされ、特に、グローバル化の急速な進展により、豊かな国際感覚や英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが重要であることから、平成32年度から小学校における英語教育を充実することが示されている。

小学校英語の指導は、基本的に学級担任が行うこととされているが、学級担任が指導にあたることは大きな負担であり、児童に対して十分な指導を行うことは困難であると予想されるため、英語指導を専門に行う専科教員の配置やALTの増員などの対策を行う必要がある。

また、次期学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、地域の人的資源を活用することが求められており、小学校英語教育においても、地域人材や民間企業を活用した取組を検討することが必要である。

については、次期学習指導要領に基づく小学校における英語教育の円滑な実施のため、次の点について特段の措置を講じられたい。

- 1 小学校における英語教育のために必要な専科教員やALTの確保に対する十分な予算措置を講じること。
- 2 特別非常勤講師制度の弾力化などによる英語指導に堪能な民間人材の活用や民間企業等への委託を可能とするなど制度を見直すこと。